

大阪府及び大阪府立大学の統計分野における連携に係る覚書

大阪府総務部（以下「甲」という。）及び大阪府立大学（以下「乙」という。）は、相互に連携し、公的統計の普及啓発及び公的統計の利用を通じて地域の課題解決ができる人材の育成のため、次のとおり覚書を締結する。

第1条（連携事項）

甲及び乙は、次に掲げる事項について相互に必要な連携を行う。

- （1）甲が作成する統計の普及啓発
- （2）乙に在籍する学生に対する教育の支援
- （3）乙が有する知見の共有又は普及啓発
- （4）その他甲及び乙が必要と認める事項

第2条（事業の内容）

前条のために実施する具体的な事業の内容については、甲及び乙にて別途協議を行う。

第3条（経費の負担）

前条の事業の実施に伴い発生する経費の負担については、経費を要した者が属する団体にて負担する。ただし、甲及び乙間にて別段の定めのある場合は、この限りでない。

第4条（有効期間）

この覚書の有効期間は、この覚書締結の日から、この覚書締結の日を含む年度の翌年度の終了の日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が書面による改廃の申し出をしない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

第5条（協議事項）

この覚書に定めるもののほか、必要な事項については、甲及び乙が協議し、決定する。

以上、この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年6月29日

(甲) 大阪府中央区大手前2丁目1番22号
大阪府総務部長

中野時浩

(乙) 堺市中区学園町1番1号
大阪府立大学大学院経済学研究科長

近藤真司

大阪府立大学現代システム科学域長

大塚耕司